

【別紙】

## 【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

### 一般的な事項について

- 入林するときは、入林前に担当の森林事務所に必ず連絡してください。
- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携行するとともに、森林管理署職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護にご協力ください。
- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。

**担当森林事務所 \*入林届提出後にお知らせいたします。**

〇〇森林事務所（担当者：〇〇森林官）

**電話**

**FAX**

開所時間 平日 8時～16時 45分

出張により不在の場合がございます。余裕をもってご連絡をお願いいたします。

## 特記事項について

### ○車両により入林される方へ

- ・林道を利用する場合には、別途「国有林野林道利用申請書」を提出してください。

### ○調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・国有林野内は、各種法令（保安林、国立公園、県立公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、史跡名勝等）による各種行為の制限（例）があり、調査方法によっては許可申請が必要な場合があります。対応する法令により申請の窓口が異なりますので事前に相談してください。また、設置するものの大きさや設置期間によって、入林届以外の手続きをする場合があります。

（例）■調査器具や工作物の設置

- 木の伐採や、花や枝葉の採取等樹木を損傷すること
- 土壌を掘り返すこと、土・岩石の採取
- 鳥獣の捕獲、種の保全法で指定された野生生物の捕獲・採取など
- その他自然環境、野生生物の生息、史跡の保全に影響を及ぼす可能性のある行為

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- ・調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により標示してください。
- ・調査で設置するもの（杭やテープ類も含む）は、調査名か目的・設置者名・連絡先がわかるように標示をお願いします。設置者がわからないものは撤去します。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。
- ・絶滅のおそれのある野生生物種（環境省および静岡県レッドリスト掲載種）、その他盗採されるおそれのある種の生息地に関する位置等の情報は公表しないでください。公表が必要な場合は事前に相談してください。
- ・国有林内にある巨樹・巨木林等で、一般に解放されていない歩道や歩道以外を通らないと行くことができない箇所は、目的地までの「安全」の確保が難しいため、これらの情報はインターネットや雑誌・新聞等へ掲載しないでください。
- ・業務の参考とさせていただきたいので、調査結果の提出を可能な範囲でお願いいたします（発表後の論文や公表資料、報告書を掲載しているホームページの紹介等でも結構です）。